

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に対する宿泊療養のための宿泊施設確保
業務マニュアル等の改訂について

軽症者等の宿泊療養施設については、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備における当面の対応について（令和2年5月30日付け事務連絡）」でお示ししており、引き続き一定数を確保していただいているところですが、今般、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）」でお示ししたとおり、今後、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、新たな「流行シナリオ」を踏まえ、都道府県ごとの実情を加味した患者数を算出するとともに、必要な宿泊療養施設の居室数等を量的に明確化し、感染拡大のフェーズに応じて、円滑な受入が可能となる体制を計画的に構築することが必要となります。

そのため、本年6月までの各都道府県における宿泊療養施設の確保に当たっての課題等も踏まえつつ、今般、下記のとおり、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に対する宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル」等について改訂しましたので、送付します。

なお、当該マニュアルの3以降等の改訂については、追って、お知らせする予定です。

各都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、前述の事務連絡の内容とあわせて、御了知いただき、その取扱いに遺漏のないよう御対応をお願いします。

記

- (1) 令和2年4月23日付けでお示した「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第2版）」について、別添1のとおり改訂し、第3版とする。
- (2) 令和2年4月2日付けでお示した「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」について、別添2のとおり改訂する。
- (3) 令和2年4月2日付けでお示した「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の

宿泊療養マニュアル」について、別添3のとおり改訂する。

(お問い合わせ先)

厚生労働省新型コロナウイルス

感染症対策推進本部宿泊施設確保支援チーム

吉岡、太江

TEL : 03-5253-1111 (内線 8653、8753)

03-3595-3497 (夜間)

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第1版）の送付について」（令和2年4月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保業務マニュアル（第2版）」

新	旧
目次	目次
はじめに	はじめに
1 宿泊療養の事前準備	1 宿泊療養の事前準備
2 宿泊施設の選定・準備	2 宿泊施設の選定・準備
(1) ホテルに関する情報提供	(1) ホテルに関する情報提供
(2) 選定に際しての事前の検討	(2) 選定に際しての事前の検討
(3) 都道府県が把握しているホテル等の宿泊施設の一覧等を活用する場合の留意点	(3) 都道府県が把握しているホテル等の宿泊施設の一覧等を活用する場合の留意点
(4) 公募等により宿泊施設を選定する場合の留意点	(4) 公募等により宿泊施設を選定する場合の留意点
3 オペレーション体制の構築	3 オペレーション体制の構築
(1) 宿泊療養の対象者	(1) 宿泊療養の対象者
(2) 関係各所との事前の調整	(2) 関係各所との事前の調整
(3) 主な担当業務と必要人員	(3) 主な担当業務と必要人員
(4) 事務局の業務スケジュール	(4) 事務局の業務スケジュール
(5) 宿泊施設における必要な資材等	(5) 宿泊施設における必要な資材等
(6) 宿泊施設との契約	(6) 宿泊施設との契約

<p>(参考) 当該施設における対応業務マニュアルの策定に当たっての留意点</p> <p>別添1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養対応業務運営マニュアル(例)</p> <p>別添2) 受入れホテルの確認事項チェックリスト</p>	<p>(参考) 当該施設における対応業務マニュアルの策定に当たっての留意点</p> <p>別添1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養対応業務運営マニュアル(例)</p> <p>別添2) 受入れホテルの確認事項チェックリスト</p>
<p>はじめに</p> <p>○ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」(令和2年4月2日付け事務連絡)において示した「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」(以下「4月2日宿泊療養マニュアル」という。)では、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養(以下「宿泊療養」という。)の具体的な実施に当たって、当該施設を運営する職員の作業手順や感染管理の留意点等を示すとともに、宿泊療養を行う軽症者等(以下「宿泊軽症者等」という。)に対する注意喚起事項等を示した。</p> <p><u>また、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日付け事務連絡)(以下「6月19日事務連絡」という。)において、都道府県は、新たな「流行シナリオ」を踏まえて、それぞれの実情を加味した患者数を算出するとともに、必要な病床数・宿泊療養施設(宿泊療養を実施する施設をいう。以下同じ。)の居室数等について量的に明確化し、計画的に体制整備を行う考え方を示した。</u></p> <p><u>これらは、作成時点の知見を基に作成したものであり、随時、見直すことがあり得るとしていたものである。加えて、適切な感染症防止策を講じることを前提に、様式を含め、宿泊施設の形態等に応じた改変・工夫を認めている。</u></p>	<p>はじめに</p> <p>○ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」(令和2年4月2日付け事務連絡)において示した「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」(以下「4月2日宿泊療養マニュアル」という。)では、新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養(以下「宿泊療養」という。)の具体的な実施に当たって、当該施設を運営する職員の作業手順や感染管理の留意点等を示すとともに、宿泊療養を行う軽症者等(以下「宿泊軽症者等」という。)に対する注意喚起事項等を示した。これは、作成時点の知見を基に作成したものであり、随時、見直すことがあり得るとしていたものである。<u>また、適切な感染症防止策を講じることを前提に、様式を含め、宿泊施設の形態等に応じた改変・工夫を認めている。</u></p>

<p>○ 本マニュアルは、都道府県担当部局向けに、宿泊施設の選定を含む具体的な事前準備を整理するとともに、実際のオペレーションを担う者向けに、具体的な参考資料を提供するものである。</p>	<p>○ 本マニュアルは、都道府県担当部局向けに、宿泊施設の選定を含む具体的な事前準備を整理するとともに、実際のオペレーションを担う者向けに、具体的な参考資料を提供するものである。</p>
<p>1 宿泊療養の事前準備</p> <p><u>(1) 主体について</u></p> <p>○ 宿泊療養の事前準備に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）（以下「4月2日準備事務連絡」という。）において、都道府県に保健所設置市・特別区の窓口と宿泊療養等に関して調整する窓口を設置することとし、管内保健所設置市及び特別区分もとりまとめて枠組みを検討することとしている。ただし、都道府県と市区において協議が整った場合、異なる取扱をとることは差し支えないものである。</p>	<p>1 宿泊療養の事前準備</p> <p>○ 宿泊療養の事前準備に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）（以下「4月2日準備事務連絡」という。）において、都道府県に保健所設置市・特別区の窓口と宿泊療養等に関して調整する窓口を設置することとし、管内保健所設置市及び特別区分もとりまとめて枠組みを検討することとしている。ただし、都道府県と市区において協議が整った場合、異なる取扱をとることは差し支えないものである。</p>
<p><u>(2) 必要となる宿泊療養施設数の推計について</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>	<p>○ 宿泊療養は、一部で運用が開始されているものの、具体的な宿泊施設確保自体に着手できていない、利用できる宿泊施設は確保できているが、各宿泊施設に対応した準備までは検討できていないなど、各都道府県での状況も大きく異なっており、各都道府県におかれては、管内の宿泊施設の確保状況や宿泊施設の運営状況について、国にご報告いただくようお願いしたい。</p>
<p>○ <u>今後、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、宿泊療養の事前準備として、宿泊施設の確保に取り組む必要がある。宿泊療養を担う宿泊療養施設の確保に当たっては、6月19日事務連絡に基づき、段階的なフェーズごとに必要な宿泊療養施設の居室数、施設数等を設定した上で、計画的かつ適時</u></p>	<p>○ 宿泊療養の事前準備として、まずは、<u>宿泊施設の確保に取り組む必要がある。特に感染症患者数が急増している都道府県においては、宿泊療養の実際の稼働まで、以下のとおり、一定の期間を要することに留意し、事前準備に着手することが必要である。</u></p>

適切なタイミングで確保することが求められる。確保に当たっては、宿泊療養施設の確保及び実際の稼働まで、以下のとおり、一定の期間を要することに留意し、令和2年6月までの対応（以下「今般の対応」という。）を検証しつつ、事前準備に着手することが必要である。

- フェーズごとに療養者数（入院又は宿泊療養が必要な者の数をいう。以下同じ。）及び入院を要する患者が増大する中で、入院患者等に対する医療提供体制を確保するためには、その時点で軽症者等が安心して療養できる環境があることが前提となる。
- 今般の対応では、半数以上の都道府県が宿泊療養施設の確保までに、1週間以上の期間を要していた。
- 中でも、宿泊療養施設の選定に当たって、公募方式を採った都道府県が一定数見られたところ、公募に当たって一定の期間が必要であった。なお、今後を見据え、既に宿泊療養施設の公募を開始している例も見られる。
- 公募以外の方法で確保した都道府県においても、時間的制約の下での選定に困難を感じた例が多く見られた。
- また、単に宿泊療養施設との間で利用に関して合意しているというのみならず、医療スタッフ、事務スタッフといった人員の確保・体制の整備はもちろん、消毒、清掃、廃棄物処理等を含め、宿泊施設ごとのオペレーション体制の構築までの準備が必要となった。
- 加えて、宿泊療養の実施に当たって必要となるマスク、ガウン等の物資（※）、体温計、パルスオキシメーター等の機器の確保についても一定の期間を要する。
- 上記の準備に当たっては、管内関係機関・関係団体との調整を行いつつ、地元住民（例：自治会、町内会等）・企業への説明とともに、具体的に様々な検討・調整を並行して進めることが必要であり、一定の期間を要する。

- 各地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大する中で、重症者等に対する医療提供体制を確保するためには、その時点で軽症者等が安心して療養できる環境があることが前提となる。

- 単に宿泊施設との間で利用に関して合意しているというのみならず、人員の確保・体制の整備はもちろん、宿泊施設ごとのオペレーション体制の構築までの準備が必要となる。

- 上記の準備に当たっては、管内関係機関・関係団体との調整を行いつつ、地元住民・企業への説明とともに、具体的に様々な検討・調整を並行して進めることが必要であり、一定の期間を要する。

※宿泊療養施設については、従事者の医療用物資の提供に関し、その他特別な事由がある場合の医療機関等として、対象に位置付けられている。（「医療従事者の医療用物資の医療機関等への配布について」（令和2年6月26日付け事務連絡）等参照）

○ 各都道府県においては、6月19日事務連絡に基づき、都道府県ごとに算出される患者推計を踏まえ、療養者数のピーク時において宿泊療養が必要な者の数（「推計最大宿泊療養者数」）として見込んだ数を考慮して、宿泊療養施設数を設定するとともに、療養者数の増加によって移行するフェーズごとに必要な宿泊療養施設等の設定を行うことが必要となる。

○ ただし、上記のとおり、宿泊療養施設の確保及び稼働には一定の期間を要すること、クラスターの発生など突発的な患者の増加も起こりうること等を勘案し、フェーズの段階にかかわらず、あらかじめ一定数確保することが必要となる。

○ 必要となる宿泊療養施設数の設定に当たっては、以下のポイントに留意すること。

・ 宿泊療養が必要な者の数（以下「宿泊療養者数」という。）については、療養者数から推計入院患者数を控除した人数がベースとなる。

・ 新たな「流行シナリオ」では、実態として、重症化しやすい高齢者はすべて入院管理、他の年齢群では30%が入院管理、すなわち、70%は入院以外、宿泊療養等による対応を想定している（そのため、他の年齢群を中心に感染者数・入院患者数が発生・増加するに従い、宿泊療養者数も更に増加する点に留意が必要。）

・ フェーズの進展に伴い、入院患者が軽症化し、入院医療から宿泊療養へと移行するケースが増えることも想定される。

・ なお、宿泊施設を確保した場合においても、医療スタッフ、事務スタッフの宿泊用の部屋など（※）を確保するとともに

○ 各都道府県においては、宿泊施設として利用するホテルその他の施設を定めるため、宿泊療養の対象となる者がどの程度の期間でどの程度の規模となり、その後、どの程度増加するのか想定した上で対応していただくことが望ましい。

○ こうした想定が難しい場合であっても、上記の観点から、管内の陽性患者数の増加傾向や近隣地域の感染動向なども勘案し、段階的な確保も含め、まずは宿泊施設の選定方法の検討・決定に速やかに着手する。

○ なお、宿泊施設を確保した場合においても、事務職員

に、清掃・消毒などにより、実際の利用室数は確保室数よりも少なくなることに留意することが必要となる。

※医療スタッフ、事務スタッフの宿泊用の部屋や事務局の会議室の選定に当たっては、感染防護の観点から、宿泊軽症者等と動線が分かれる位置（フロア）にするなど、配慮が必要。

- ・今般の対応では、宿泊療養施設の確保に当たっては、一棟ごと借り上げている都道府県が多いこともあり、病床確保計画ほど細かくフェーズ設定せずに、確保できた宿泊療養施設単位で受け入れられる患者数を踏まえ、別途フェーズを設定して対応することも可能（例：病床確保計画ではフェーズ4まで設定、宿泊療養施設の確保に関しては大まかに2段階のフェーズを設定）

○ その際、例えば、

- ・初期のフェーズに限って、病床を患者推計で必要と見込まれる相当数以上を即応病床として確保し、その相当数分は宿泊療養施設の設定・確保を行わない
 - ・宿泊療養施設の確保が必要となった際には利用客・予約客の融通を行うようその地域の宿泊施設関係者とあらかじめ調整・合意を行っておく
- など、都道府県の実情に応じて、柔軟な確保方策をとることも可能である。

○ こうした検討の参考となるよう、以下、2において、宿泊施設の選定・準備の進め方の考え方を整理した。これは、先行する都道府県等の取組を参考に、現時点の情報・知見を基にとりまとめたものであり、今後も新しい情報・知見や、都道府県等との意見交換などを踏まえ、改善をしていく予定である。

また、各都道府県での運用に当たっては、地域の状況に応じた工夫・変更が必要であることは当然であり、そうした対

宿泊用の部屋など（※）を確保するとともに、清掃・消毒などにより、実際の利用室数は確保室数よりも少なくなることに留意することが必要である。

※ 事務職員の宿泊用の部屋や事務局の会議室の選定に当たっては、感染防護の観点から、宿泊軽症者等と動線が分かれる位置（フロア）にするなど、配慮が必要。

○ こうした検討の参考となるよう、以下、2において、宿泊施設の選定・準備の進め方の考え方を整理した。これは、先行する都道府県等の取組を参考に、現時点の情報・知見を基にとりまとめたものであり、今後も新しい情報・知見や、都道府県等との意見交換などを踏まえ、改善をしていく予定である。

また、各都道府県での運用に当たっては、地域の状況に応じた工夫・変更が必要であることは当然であり、そうした対

<p>応を否定するものではないことを申し添える。</p>	<p>応を否定するものではないことを申し添える。</p>
<p>2 宿泊施設の選定・準備</p> <p>(1) ホテル等に関する情報提供</p> <p>○ 観光庁が中心となり、宿泊療養の利用が可能な宿泊施設の一覧（客室数を含む。）を作成し、厚生労働省を通じて都道府県に提供している<u>ので、活用されたい。</u></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の借用形態（一棟貸し、フロア貸し等） ・ 提供可能期間 ・ 受入までの準備期間 ・ 駐車場の有無・駐車可能台数 ・ 客室数・設備（エレベーターの有無、客室個別の空調の有無、Wi-fi 設備の有無等） ・ 宿泊施設側で対応が可能なサービス 	<p>2 宿泊施設の選定・準備</p> <p>(1) ホテル等に関する情報提供</p> <p>○ <u>現在、</u>観光庁が中心となり、宿泊療養の利用が可能な宿泊施設の一覧（客室数を含む。）を作成し、厚生労働省を通じて都道府県に提供している。<u>その際、あらかじめ観光庁がホテル等に確認する項目を整理しており、充実した情報を、厚生労働省から各都道府県に提供することとしている。</u></p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の借用形態（一棟貸し、フロア貸し等） ・ 提供可能期間 ・ 受入までの準備期間 ・ 駐車場の有無・駐車可能台数 ・ 客室数・設備（エレベーターの有無、客室個別の空調の有無、Wi-fi 設備の有無等） ・ 宿泊施設側で対応が可能なサービス
<p><u>(削除)</u></p>	<p>○ <u>特に、具体的に管内のホテルとの事前調整等に着手できていない都道府県においては、当該一覧などを活用していただき、速やかに検討に着手していただきたい。</u></p>
<p>○ ホテルを確保するに当たっては、感染症対策や医療提供体制の確保を担う保健医療担当部局のみならず、全庁体制の下、速やかに作業を行うことも考えられる。なお、その場合においても、施設の選定が適切に行われるよう、保健医療担当部局においても緊密に連携を図ることが必要である。</p>	<p>○ ホテルを確保するに当たっては、感染症対策や医療提供体制の確保を担う保健医療担当部局のみならず、全庁体制の下、速やかに作業を行うことも考えられる。なお、その場合においても、施設の選定が適切に行われるよう、保健医療担当部局においても緊密に連携を図ることが必要である。</p>
<p>(2) 選定に際しての事前の検討</p>	<p>(2) 選定に際しての事前の検討</p>

○ 都道府県においては、当該地域の状況等に応じてホテルを選定するに当たり、主に次の項目について確認していくことが考えられる。また、地域の状況等に応じてあらかじめ優先順位を決定しておくことが望ましい。

①確保する室数とその確保方策の基本的な考え方

- ・ 都道府県において、上記に基づき、確保する室数を決める必要がある。また、当面、一定数以上確保すべき室数、フェーズごとに段階的に確保する室数をどのような手段で確保するのか、考え方を組織として整理することが重要となる。
- ・ 整理に当たっては、例えば、以下のポイントを中心に検討することが考えられる。
 - a) フェーズの初期段階から一定の段階までに備え、先行して確保しておくべき一定数以上の室数と施設数（推計値によっては、複数施設の確保が必要）
 - b) 一定段階以上のフェーズ（例：入院医療におけるフェーズ3～4相当）に達した以降に備えて確保すべき室数と施設数
 - c) 仮に緊急事態宣言が発令された場合、必要に応じて臨時の医療施設に転換する施設の候補
 - d) 発症直後から宿泊療養となるケースへの対応、入院患者が軽症化し、入院医療から宿泊療養へと移行するケースへの対応、といった宿泊療養に係るフローの整理や、初期のフェーズでは原則全員が一度は入院し、宿泊療養は一度入院した患者に対してのみ行うとする場合には、発症直後に宿泊療養を行うタイミングとこれに対応する宿泊療養施設
- ・ 宿泊療養施設の確保に当たっては、宿泊施設一覧等を活用し、段階的に室数を増やしていく方法や一度に相当多くの室数を公募する方法、協定等に基づき、関係団体に選定

○ 都道府県においては、当該地域の状況等に応じてホテルを選定するに当たり、主に次の項目について確認していくことが考えられる。また、地域の状況等に応じてあらかじめ優先順位を決定しておくことが望ましい。

①確保する室数とその確保方策の基本的な考え方

- ・ 都道府県において、当面、確保する室数を決める必要がある。また、当面確保する室数をどのような手段で確保するのか、考え方を組織として整理することが重要と考えられる。

その際、宿泊施設一覧等を活用し、段階的に室数を増やしていく方法や一度に相当多くの室数を公募する方法も考えられる。

また、適切に感染管理策を講じることができるかどうかという視点に加えて、選定の際には、効率的な運営の観点から、室数の多いホテルや実際のオペレーションの体制

等を委託する方法等も考えられる。

- また、適切に感染管理策を講じることができるかどうかという視点に加えて、選定の際には、効率的な運営の観点から、立地が偏在しないよう地域性を加味するほか、感染症指定医療機関を含めた入院医療機関との距離、室数の多いホテルや実際のオペレーションの体制確保（動線、ゾーニングなどのハード面のほか、人員などのソフト面を含む。）が容易なホテルとするなどの視点も重要と考えられる。

②宿泊施設の借用形態

- 感染防護の観点から、宿泊軽症者等と職員や他の宿泊者との動線（出入口、廊下、エレベータ、階段など）が分けられるなど、適切なゾーニングを行うことができる施設を選定することが必要である。
- 適切に宿泊施設を管理する観点から、基本的には、一棟ごと借り上げることが考えられる。フロア単位で借り上げる場合、他の宿泊者や職員等と異なる動線を設けることができる等、より徹底したゾーニングが求められる。その際、部屋数、受け入れる宿泊軽症者等数との関係で、食事の配布スペース等が十分な面積を確保することが可能か、確認することが望ましい。
- また、事務局によるオペレーションを実施する上で、適宜、ガウン等の着脱スペース、執務・会議スペース、医療スタッフ・事務スタッフの休憩スペースや宿泊用の部屋が確保可能か、確認しておくことも考えられる。

③提供可能期間

- 新たな「流行シナリオ」に基づき、都道府県ごとに算出される患者推計において、患者総数が一定数を超える期間*を念頭に、施設の提供可能期間として、例えば2～3ヶ月程度を見込める宿泊施設を優先することが考えられる。

確保（動線、ゾーニングなどのハード面のほか、人員などのソフト面を含む。）が容易なホテルとするなどの視点も重要と考えられる。

②宿泊施設の借用形態

- 感染防護の観点から、宿泊軽症者等と職員や他の宿泊者との動線（出入口、廊下、エレベータ、階段など）が分けられるなど、適切なゾーニングを行うことができる施設を選定することが必要である。
- 適切に宿泊施設を管理する観点から、基本的には、一棟ごと借り上げることが考えられる。フロア単位で借り上げる場合、他の宿泊者や職員等と異なる動線を設けることができる等、より徹底したゾーニングが求められる。

③提供可能期間

- 新規の陽性患者の発症が全国的に続いている状況を踏まえ、施設の提供可能期間として、例えば2ヶ月程度（おおむね6月末までなど）を見込める宿泊施設を優先することが考えられる。なお、その後の状況についても予断を許さ

なお、その後の状況についても予断を許さないことから、必要に応じた期間の延長についても、あらかじめ確認しておくことが考えられる。

※例えば、患者推計において基準日としている「人口10万人当たりの週平均新規感染者数（報告数）が2.5人となる日」から、「人口10万人当たりの週平均新規感染者数（報告数）が0.5人となる日」までを念頭に、期間を設定することが考えられる。

④駐車場等の状況

- ・ 宿泊療養を行う軽症者等が医療機関等から宿泊施設に搬送される場合に適切な駐車場があるか、ない場合には代替的な対応ができるか、確認することが必要と考えられる。

⑤室内設備等の整備状況

- ・ 居室は個室とする。（2人以上の利用を想定した居室であっても個室として使用する。）ただし、同居家族が同時に宿泊軽症者等として滞在する場合には、同室も可とする。
- ・ バス・トイレが整っている居室であることが基本である。難しい場合、宿泊軽症者等が共用することになるが、入浴時間帯を変えるなど、運用面で十分配慮することが必要である。
- ・ そのほか、宿泊療養の特性を踏まえ、手洗い設備、冷暖房設備、Wi-Fi 等によるインターネット環境の整備状況等も確認することが必要と考えられる。

⑥宿泊施設側で対応可能なサービス

- ・ 宿泊施設側で対応が可能なサービス（食事（弁当）や水（ペットボトル）などの配布、リネン類の配布・交換、客室清掃、ゴミの回収、備品の発注等既存業者とのやりとりなど）について、ホテルスタッフ等の協力をどの程度まで

ないことから、期間の延長についてもあらかじめ確認しておくことが考えられる。

④駐車場等の状況

- ・ 宿泊療養を行う軽症者等が医療機関等から宿泊施設に搬送される場合に適切な駐車場があるか、ない場合には代替的な対応ができるか、確認することが必要と考えられる。

⑤室内設備等の整備状況

- ・ 居室は個室とする。（2人以上の利用を想定した居室であっても個室として使用する。）ただし、同居家族が同時に宿泊軽症者等として滞在する場合には、同室も可とする。
- ・ バス・トイレが整っている居室であることが基本である。難しい場合、宿泊軽症者等が共用することになるが、入浴時間帯を変えるなど、運用面で十分配慮することが必要である。

⑥宿泊施設側で対応可能なサービス

- ・ 宿泊施設側で対応が可能なサービス（食事（弁当）や水（ペットボトル）などの配布、リネン類の配布・交換、客室清掃、ゴミの回収、備品の発注等既存業者とのやりとりなど）について、ホテルスタッフ等の協力をどの程度まで

<p>得られるのかといった点も事前の確認が必要である。</p>	<p>得られるのかといった点も事前の確認が必要である。</p>
<p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設内のエレベーターについては、宿泊軽症者等と職員等とを分けるため、台数を踏まえ、動線の確認が必要である。 	<p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設内のエレベーターについては、宿泊軽症者等と職員等とを分けるため、台数を踏まえ、動線の確認が必要である。
<p>(3) 都道府県が把握しているホテル等の宿泊施設の一覧等を活用する場合の留意点</p> <p>○ (1) のとおり、厚生労働省が提供している宿泊施設一覧（客室数を含む。）を基にホテル候補を選定する場合には、チェックリストを参考にすることが考えられる。</p> <p>○ 管内のホテルとの事前調整等に<u>当たって</u>、都道府県においては、以下の進め方も参考に早急に検討することが考えられる。なお、進め方については、それぞれの地域の各種状況に応じた対応が必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 候補となるホテルの絞り込み条件の優先順位付け ② 優先順位の高い条件を満たすホテルなどの宿泊施設の整理 ③ 「1 宿泊療養の事前準備」を踏まえた検討 ④ 以下、候補施設の検討・決定、個別施設との調整・交渉（関係機関等との調整を含む）、宿泊施設の決定 <p>※ 実際の契約・運用に至るまでに、施設ごとに運用のオペレーションの確認が必要であり、順次、各候補施設と具体的なオペレーション体制の構築に向けた協議を進めることが必要と考える。</p> <p>○ 都道府県が所管・運営等している施設を宿泊軽症者等のた</p>	<p>(3) 都道府県が把握しているホテル等の宿泊施設の一覧等を活用する場合の留意点</p> <p>○ (1) のとおり、厚生労働省が提供している宿泊施設一覧（客室数を含む。）を基にホテル候補を選定する場合には、チェックリストを参考にすることが考えられる。</p> <p>○ <u>特に具体的に</u>管内のホテルとの事前調整等に<u>着手できていない</u>都道府県においては、以下の進め方も参考に早急に検討することが考えられる。なお、進め方については、それぞれの地域の各種状況に応じた対応が必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 候補となるホテルの絞り込み条件の優先順位付け ② 優先順位の高い条件を満たすホテルなどの宿泊施設の整理 ③ 「1 宿泊療養の事前準備」を踏まえた検討 ④ 以下、候補施設の検討・決定、個別施設との調整・交渉（関係機関等との調整を含む）、宿泊施設の決定 <p>※ 実際の契約・運用に至るまでに、施設ごとに運用のオペレーションの確認が必要であり、順次、各候補施設と具体的なオペレーション体制の構築に向けた協議を進めることが必要と考える。</p> <p>○ 都道府県が所管・運営等している施設を宿泊軽症者等の</p>

めの宿泊施設として運用することはあり得るが、その場合には、人員の確保・体制の整備や、日用品・備品の確保等も勘案した上で判断することが必要である。

(4) 公募等により宿泊療養施設を選定する場合の留意点

- 今般の対応においても、一部の都道府県においては、あらかじめ選定要件を明示し、効率的に選定する観点から、宿泊療養施設を公募等により選定し、確保した例も見られる。公募等を実施する場合、方針決定・準備・公募・選考・施設決定までに一定の期間が必要であることに留意し、着手する必要がある。
- 公募にあたっては、あらかじめ、公募条件を検討・決定することが必要である。公募条件としては、例えば、
 - ・ 宿泊施設の条件
(例：一棟借り上げ、望ましい室数、居室の設備（トイレ、入浴設備等）等)
 - ・ 受け入れ期間
(例：2～3か月程度等)
 - ・ 運営業務の支援内容
(宿泊療養者等への食事提供、客室の清掃、ベッドメイク等)
 - ・ 借り上げ料
(例：建物（棟）単位で利用する場合の相当額（具体的な金額は別途協議）等)
などが考えられる。
条件をより多く設定すれば、絞り込みが可能になると考えられるが、公募や選定に要する期間は長くなると考えられ、また、最終的には、感染防止対策を中心に各施設の現地の確認が必要になることにも留意が必要と考える。

ための宿泊施設として運用することはあり得るが、その場合には、人員の確保・体制の整備や、日用品・備品の確保等も勘案した上で判断することが必要である。

(4) 公募等により宿泊施設を選定する場合の留意点

- 一部の都道府県においては、あらかじめ選定要件を明示し、効率的に選定する観点から、宿泊軽症者等の宿泊施設を公募等により選定し、確保する例もある。公募等の方針決定・準備・公募・選考・施設決定までに一定の期間が必要であることに留意し、公募等を検討する都道府県においては、速やかに検討に着手する必要がある。
- 公募にあたっては、あらかじめ、公募条件を検討・決定することが必要である。公募条件としては、例えば、
 - ・ 宿泊施設の条件
(例：一棟借り上げ、望ましい室数、居室の設備（トイレ、入浴設備等）等)
 - ・ 受け入れ期間
(例：2か月程度等)
 - ・ 借り上げ料
(例：建物（棟）単位で利用する場合の相当額（具体的な金額は別途協議）等)
などが考えられる。
条件をより多く設定すれば、絞り込みが可能になると考えられるが、公募や選定に要する期間は長くなると考えられ、また、最終的には、感染防止対策を中心に各施設の現地の確認が必要になることにも留意が必要と考える。

○ また、公募に当たって、公募条件以外の内容についても、別添チェックリストも参考に提案を求めることが考えられる。

最終的には提案内容の実現可能性についての確認が必要であるが、宿泊施設側の意向をあらかじめ確認するためのひとつの手法と考えられる。

(例：条件を超えて受け入れが可能な期間、宿泊費用、食事(弁当)の提供、リネンの洗濯・交換、居室の清掃・消毒、廃棄物の処理、館内放送等)

○ また、公募に当たって、公募条件以外の内容についても、別添チェックリストも参考に提案を求めることが考えられる。

最終的には提案内容の実現可能性についての確認が必要であるが、宿泊施設側の意向をあらかじめ確認するためのひとつの手法と考えられる。

(例：条件を超えて受け入れが可能な期間、宿泊費用、食事(弁当)の提供、リネンの洗濯・交換、居室の清掃・消毒、廃棄物の処理、バスでの送迎、館内放送等)

(5) 宿泊団体等への委託により宿泊療養施設を選定する場合の留意点

○ 今般の対応において、宿泊団体等に対し、宿泊療養施設の候補となる施設を選定等を委託し、確保した例も見られる。選定に当たって、一定の期間を有することを念頭に、宿泊団体等に対し委託する、又は協力を求める業務の範囲等をあらかじめ明確にした上で、着手する必要がある。

○ 候補となる施設の条件については、上記(4)における公募条件と同様になることが考えられる。

(6) 事前に締結した協定等に基づき確保する方法

○ 宿泊療養施設の確保に当たっては、上記1(2)にあるとおり、通常の宿泊施設として稼働している施設を、実際に確保が必要となった際、利用客・予約客の振替を行うことで宿泊療養施設として転換、確保が可能となるよう、その地域の宿泊団体、宿泊施設関係者とあらかじめ調整・合意しておくことが適当である。

○ 上記の調整・合意については、協定等の形で明文化することが必要になると考えられるが、当該協定等においては、宿泊施設、宿泊団体等による協力の範囲、費用負担等について明確にしておくほか、特に、当該施設に利用客・予約客がいる場合、代替となる宿泊施設の提示、振替等が必要となることから、あらかじめ代替施設を選定するとともに、その旨を明確にしておくことが求められる。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」
(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

新	旧
<p>4. 都道府県等における準備</p> <p>○ 宿泊療養に関する準備</p> <p>宿泊療養については、都道府県がとりまとめることとするため、管内の保健所設置市及び特別区分もとりまとめて枠組みを検討する。ただし、都道府県と市区において協議が整った場合、異なる取扱をとることは差し支えない。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> その際、必要と見込まれる居室について、自治体の保有する研修施設等のほか、地域の公共的な施設（国の研修施設等）、ホテル等の民間宿泊施設等の借り上げ等を検討 	<p>4. 都道府県等における準備</p> <p>○ 宿泊療養に関する準備</p> <p>宿泊療養については、都道府県がとりまとめることとするため、管内の保健所設置市及び特別区分もとりまとめて枠組みを検討する。ただし、都道府県と市区において協議が整った場合、異なる取扱をとることは差し支えない。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> その際、必要と見込まれる居室について、自治体の保有する研修施設等のほか、地域の公共的な施設（国の研修施設等）の確保を検討するとともに、<u>確保が困難な場合には、ホテル等の民間宿泊施設等の借り上げ等</u>を検討 <p><u>※国の研修施設等に関しては、適宜厚生労働省へ相談する。</u></p>

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」(令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) 別添「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」

新	旧
<p>1. はじめに (1) 枠組の概要</p> <p style="text-align: right;">(前略)</p> <p>○ 都道府県において、自治体の研修施設、公共的な施設(国の研修施設等)、ホテル等の民間宿泊施設等を借り上げ等により実施。</p> <p style="text-align: right;">(後略)</p>	<p>1. はじめに (1) 枠組の概要</p> <p style="text-align: right;">(前略)</p> <p>○ 都道府県において、自治体の研修施設、公共的な施設(国の研修施設等)、<u>確保困難な場合には</u>、ホテル等の民間宿泊施設等を借り上げ等により実施。</p> <p style="text-align: right;">(後略)</p>

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に対する宿泊療養のための 宿泊療養施設確保業務マニュアル等の改訂について（概要）

参考資料

- 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）でお示したとおり、今後、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、新たな「流行シナリオ」を踏まえ、都道府県ごとの実情を加味した患者数を算出するとともに、必要な宿泊療養施設の居室数等を量的に明確化し、感染拡大のフェーズに応じて、円滑な受入が可能となる体制を計画的に構築することが必要。
- そのため、上記事務連絡、本年6月までの各都道府県における宿泊療養施設の確保に当たっての課題等も踏まえつつ、今般、本マニュアル等について改訂

※宿泊療養の実施に関する部分の改訂については、追って、お知らせする予定

※宿泊療養施設の円滑な確保に向けた宿泊団体、宿泊施設関係者との協定例等については、別途、観光庁との連名事務連絡で提示

- 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）を踏まえた改訂
 - ・ 必要となる宿泊療養施設の居室数、施設数等の推計について、考え方（患者推計との関係、フェーズの考え方等）及び推計方法（高齢者以外の7割が宿泊療養等を想定）等を追記
- 都道府県等のホテル確保に関するこれまでの実情等を踏まえた改訂
 - ・ ホテル確保に1週間以上要する例が多いことを追記
 - ・ 準備に当たり、消毒、清掃、廃棄物処理等のオペレーション体制の構築が重要であることを追記
 - ・ マスク、ガウン等の物資、体温計、パルスオキシメーター等の機器の確保の必要性を追記
 - ・ 地元説明の例示（自治会、町内会等）を追記
 - ・ 選定基準の例示として、立地バランス、医療機関との距離を追記
 - ・ 食事配布スペース等の十分な確保について追記
 - ・ 居室のWiFi等によるインターネット環境等の整備状況の確認の必要性について追記
 - ・ 宿泊団体等への委託により施設を選定する場合の留意点の追記
 - ・ 事前に締結した協定等に基づき確保する方法の追記
 - ・ 自治体研修施設、公共的な施設、民間ホテルの確保に関する関係を整理